

7. 生徒の懲戒に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立高等学校管理規則第44条に基づき、生徒の懲戒に関する事項を定める。

第2条 校長および教員は、教育上必要があるときは、生徒指導委員会で原案を作成し、職員会議に諮った上、生徒に懲戒を加えることができる。

第3条 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は校長がこれを行う。

(懲戒行為)

第4条 懲戒は次の行為に対して加えることができる。

- (1) 喫煙（電子タバコなど含む）、飲酒、深夜徘徊、不正行為（カンニングなど含む）、車両運転、暴力行為、窃盗、入れ墨（刺青・タトゥー・いたずら彫りなど）、違法ドラッグ及び法に反する薬物の使用及び所持、公職選挙法に抵触する選挙活動など。
※ノンアルコールビール・ノンアルコールカクテルなどの飲用も指導の対象となる場合がある。
- (2) その他、懲戒が必要と思われる行為や反社会的行為。

懲戒行為	懲戒内容（段階的指導）		
	第1段階	第2段階	第3段階
喫煙(所持含む)	停学3日間（土日を除く）	停学5日間(土日を除く)	
飲酒	停学3日間（土日を除く）	停学5日間(土日を除く)	
喫煙の場に同席	校長厳重注意	訓告	
飲酒の場に同席	校長厳重注意	訓告	
深 夜 徘 徊	校長厳重注意	訓告	
不正行為 (カンニングなど)	訓告 (当該科目0点、その日の他の科目は別室受検)	停学3日間（土日を除く） (当該科目0点、その日以降の科目は別室受検)	
無 免 許 運 転	停学5日間(土日を除く)	停学10日間(土日を除く)	
車 両 通 学	停学3日間（土日を除く）	停学5日間(土日を除く)	
車 両 運 転	訓告	停学3日間	
暴 力 行 為	職員会議で審議・判断する。	職員会議で審議・判断する。	
窃 盗	停学3日間（土日を除く）	停学5日間(土日を除く)	
入れ墨(刺青・タトゥー・いたずら彫りなど)			
違法ドラッグ及び法に反する薬物等の使用及び所持			職員会議の審議・判断を経て懲戒の種類と具体的指導法を決定する。
公職選挙法に抵触する選挙活動			
その他・反社会的行為			

※入れ墨(刺青・タトゥー) は沖縄県青少年保護育成条例 第18条の3(入れ墨を施す行為の禁止)においては「何人も正当な理

由がある場合を除き、青少年に対し、入れ墨を施し、もしくは受けさせ、またはその周旋をしてはならない。」とある。本校においても入れ墨を社会通念上の不適切な行為として禁止し、入れ墨を施した生徒に対して指導を行う。なお、当該生徒及び保護者に入れ墨の除去治療の意思がないと認められる場合、学校管理規則第44条に照らし、(1)「性行不良で改善の見込みがないと認められる者」もしくは(4)「学校の秩序を乱し、その他生徒としての本文に反した者」のいずれかに該当するとして、退学処分とすることもやむを得ないとする。

※本校においては大麻や覚醒剤など違法薬物（違法ドラッグ）及び法に反する薬物の使用及び所持を社会通念上の不適切な行為として禁止し、それらの行為を行った生徒に対して指導を行うが、学校管理規則第44条に照らし、(1)「性行不良で改善の見込みがないと認められる者」もしくは(4)「学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者」のいずれかに該当するとして、退学処分とすることもやむを得ないとする。

※反社会的行為とは社会生活においてルールに反するものや加害性を伴うもの、また道徳・モラルに反することなど他人を騙し、傷つける行為を含むものとする。

(反社会的行為の例として「いじめ・金銭せびり・性的いやがらせ・賭博・盗撮動画および画像・本人の承諾を得ていない個人情報をインターネットなどへ流出させる・携帯電話やPCといったあらゆる情報端末を利用し誹謗中傷の書き込みや不適切な動画、画像などをインターネットなどへアップロードし流出させる」などがあげられる。)

※懲戒とは、生徒の個性の伸長を図りながら、社会的資質や能力・態度を育成することを目指した指導・援助である。

※帰国子女・海外からの留学生への対応・扱いについては、帰属する(していた)国の文化・風習を考慮し、生徒指導委員会にて話し合いを持ち職員会議で審議・判断する。

※実際の運用に際しては、生徒指導委員会(校長・教頭・担任・学年主任・生徒指導部主任)において、上記の規程を基に原案を作り、その都度職員会議で審議・判断する。尚、上記の規程にないものや第3段階以降のものについては、その都度職員会議で審議・判断する。

※停学は原則として、家庭での指導とするが、家庭の事情によっては登校させて指導を行うこともある。

(指導内容 7:30 登校、生徒指導室等で日誌指導及び教科指導)

※上記の停学指導期間中にテストがある場合は、別室受験とする。

(退学)

第5条 退学は学校管理規則第44条第3項の規定による。

(停学)

第6条 停学は本人とその保護者の出席を求め、校長から停学を言い渡し、その期間中必要な指導を行う。

(訓告)

第7条 訓告は本人とその保護者の出席を求め、校長が行う。

(停学解除)

第8条 校長は停学を解除するときは、職員会議に諮る。

(誓約書)

第9条 停学、訓告の解除並びに復学の際は、保護者連名の誓約書を提出させる。

附 則 この規程は、平成12年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、平成14年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、平成30年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、平成31年4月1日より施行する。